

(用語集)

用語	意味
イクボス	職場で共に働く部下等のワーク・ライフ・バランスを考え、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。出雲市では、経営者等がイクボスの取組を行うことを宣言した企業に対し、「イクボス宣言企業登録制度」を設け、取組企業の紹介を実施している。
出雲地区雇用推進協議会	市内産業の振興・発展に寄与することを目的に、昭和44年(1969)に設立された、市内企業と市、商工団体で構成される協議会。出雲公共職業安定所と連携し、合同企業ガイダンスや学校と求人企業との情報交換会等の活動を通じて、若者の雇用対策、定住対策に取り組んでいる。 会員数 243 社：令和4年(2022)11月11日時点 ※商工団体含む
出雲市事業承継推進協議会	中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促進し、承継後の経営基盤の強化、経営持続化を図ることを目的として、平成29年(2017)8月に設立された、商工支援団体、金融機関、県、市等で構成される協議会。関係支援機関が連携し、事業承継対策及び後継者育成策に向けた意見交換及び情報交換を行っている。
インキュベーションルーム	起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。 参考：独立行政法人 中小企業基盤整備機構WEBサイト https://www.smrj.go.jp/venture/incubation/index.html
インバウンド観光	外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。 参考：農林水産省『飲食事業者のためのインバウンド対応ガイドブック2017』 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/inbound29-1.pdf
ウィズコロナ	新型コロナウイルスとの併存のこと。 参考：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 『Withコロナに向けた政策の考え方』 https://corona.go.jp/withcorona/pdf/withcorona_policy_20220908.pdf
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。 参考：環境省WEBサイト https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/
技能検定合格者数【目標数値】	島根県において実施されている、ものづくりに関わる下記の12職種31検定種のうち、出雲市内の事業所に在籍する合格者を集計したもの。 [検定種]金属溶解、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験、機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立、空気圧装置組立、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機器・プラント製図
コワーキング	働く個人がある場所に集い、コミュニケーションを通じて情報や知恵を共有し、状況に応じて協同しながら価値を創出していく働き方。 参考：国土交通白書 2015 第2章 第1節 コラム『コワーキングという働き方』 https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h26/hakusho/h27/html/n1212c40.html

用語	意味
サテライトオフィス	<p>企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。</p> <p>参考:総務省 おためしサテライトオフィスWEBサイト https://www.soumu.go.jp/satellite-office/</p>
周遊型観光	<p>複数の観光地を移動し宿泊地を変えて行く旅行形態。</p> <p>参考:JTB総合研究所 WEBサイト https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/staying-tour/</p>
ゼロカーボンシティ	<p>2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体。</p> <p>参考:環境省 『2050年 ゼロカーボンシティの表明について』 https://www.env.go.jp/content/000067291.pdf</p>
滞在型観光	<p>1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。</p> <p>参考:JTB総合研究所 WEBサイト https://www.tourism.jp/tourism-database/glossary/staying-tour/</p>
第二創業	<p>個人事業主、会社又は特定非営利活動法人であつて、公募開始日の前後6ヶ月以内かつ補助事業完了日までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者。また、公募開始日から補助事業期間完了日までに既存事業以外の新事業を開始すること。</p> <p>参考:中小企業庁 WEBサイト https://www.chusho.meti.go.jp/index.html</p>
脱炭素	<p>地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。</p> <p>参考:デジタル大辞泉(小学館) https://daijisen.jp/digital/</p>
テレワーク	<p>「情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tele(離れて)と Work(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事をする事。</p> <p>参考:厚生労働省 総務省 テレワーク総合ポータルサイト https://telework.mhlw.go.jp/</p>
パブリックコメント	<p>政省令等の設定または改廃等にあたり、案を公表し、この案に対して市民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。</p> <p>参考:国土交通省 WEBサイト https://www.mlit.go.jp/appli/file000006.html</p>
斐川企業化支援センター	<p>生産の合理化・市場調査・商品開発及び販売促進や企業の人材育成研修等、地場企業等の成長支援を図るための施設として平成13年度(2001)に整備。研修室や交流スペースを備え、企業交流の場や企業研修の場として活用されている。</p>
副業	<p>収入を得るために携わる本業以外の仕事。</p> <p>参考:中小企業庁 兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する調査事業 研究会提言 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/hukugyo/2017/170330hukugyo-teigen.pdf</p>

用語	意味
ふるさと教育	<p>幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、</p> <p>(1)ふるさとのよさの発見 (2)ふるさとへの愛着心の醸成 (3)ふるさとに生きる意欲の喚起</p> <p>を目指すもの。</p> <p>参考:文部科学省 学校教育共通実践課題 ふるさと教育の推進 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2010/10/07/1298232_07.pdf</p>
リノベーション	<p>刷新、改善、修理、修復を意味する。特に近年では、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な建築物の改造をさす。</p> <p>参考:デジタル大辞泉(小学館) https://daijisen.jp/digital/</p>
BCP(事業継続計画)	<p>企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。</p> <p>参考:中小企業庁WEBサイト https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_c/bcpgl_01_1.html</p>
DX	<p>デジタル・トランスフォーメーションの略。デジタル化により社会や生活の形・スタイルが変わること。</p> <p>参考:経済産業省 中小企業庁 ミラサポplus https://mirasapo-plus.go.jp/</p>
EV	<p>Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車と言う。</p> <p>参考:経済産業省 WEBサイト https://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/what/index.html</p>
M&A	<p>『Mergers(合併)and Acquisitions(買収)』の略。 企業の合併買収のことで、2 つ以上の会社が一つになったり(合併)、ある会社が他の会社を買ったりすること(買収)。</p> <p>参考:日本M&AセンターWEBサイト https://www.nihon-ma.co.jp/service/aboutma/</p>
NPO法人 21 世紀出雲産業支援センター	<p>産学官のネットワークを活かし、市内企業の事業活動支援をはじめ、企業間マッチングや販路拡大への支援等、地域の産業振興を目的とする総合支援の窓口として、平成 16 年(2004)9 月に設立された特定非営利活動法人。</p>
NPO法人ビジネスサポートひかわ	<p>斐川企業化支援センターの指定管理業務のほか、地域産業の活性化をめざし、地場企業に対して経営セミナーや各種講演会、異業種交流会の開催、ものづくり支援事業等の活動を行う団体として、平成 14 年(2002)7 月に設立された特定非営利活動法人。</p>
NPO法人ミライビジネスいずも	<p>令和 5 年 4 月にNPO法人 21 世紀出雲産業支援センターとNPO法人ビジネスサポートひかわが合併して設立される新しいNPO法人</p>

用語	意味
SDGs	<p>持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。</p> <p>参考:外務省 WEBサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html</p>

(資料編)

1. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例
2. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議設置要綱
3. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議委員名簿

1. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成 29 年出雲市条例第 26 号)

前文

神話の国・出雲は、肥沃な出雲平野と豊かな幸をもたらす海、湖、山々を有し、いにしえより経済活動が盛んに行われてきた地であり、出雲大社をはじめ荒神谷遺跡など今も数多く残る歴史的文化遺産が、神話とともに往時の繁栄をしのばせている。

平成の大合併により、古くから同じ文化・経済圏を形成してきた地域が一体となった出雲市は、農林水産業、商工業など各産業がバランス良く調和した県内第二位の人口規模のまちとして成長し、近年は、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通や航空路線の拡充などにより、社会資本整備が一層強化されつつある。

こうした中、誘致された先端産業及び市内の大多数を占める地場中小企業・小規模企業が地域経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に寄与し、山陰の商工業の集積地として中心的な地域となっている。

しかし、近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、経済社会生活圏の広域化等により、地場中小企業・小規模企業の経営環境は厳しさを増している。

地場中小企業・小規模企業自らが経営の改善・向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働してその振興に取り組まなければ、地場中小企業・小規模企業、ひいては地域社会の衰退を招くことが危惧される。

このような認識の下、地場中小企業・小規模企業による技術革新と地域資源を活用した新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、雇用の拡大と定住人口の維持を図るとともに、将来にわたり、地域に対する誇りを継承し、持続可能な地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、持続的な地場中小企業・小規模企業の振興について基本事項を定めるとともに、市の責務等を明確にすることにより、地場中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会議所、商工会その他の地場中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するもの及び市長が特に認めるものをいう。
- (3) 大企業 地場中小企業・小規模企業以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第3条 地場中小企業・小規模企業の振興における市、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業、金融機関等及び教育機関並びに市民で共有する基本理念は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地場中小企業・小規模企業が地域経済の発展を支え、雇用の場を創出するとともに、市民生活の向上に寄与するものであることを認識し、その振興に協働して取り組むこと。
- (2) 地場中小企業・小規模企業の自主的な経営の改善・向上の努力及び創意工夫を尊重すること。
- (3) 本市の有する優れた産業基盤及び特色ある地域資源を十分に活用するとともに、豊かな自然環境に配慮すること。
- (4) 優れた人材の育成及び雇用の確保を推進すること。
- (5) 本市の貴重な歴史、伝統及び芸術文化を尊重すること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 円滑な事業承継、創業及び新たな事業活動の推進を図ること。
- (2) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 産学官連携等による地域資源を活用した新商品の開発並びに新技術の導入及び促進を図ること。
- (4) 教育機関等と連携し、事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備を推進すること。
- (6) 農商工連携による6次産業化(1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいう。)の推進及び新産業分野への参入企業の支援を行うこと。
- (7) 中小企業・小規模企業支援団体と連携し、製品、サービス、技術等に関する情報発信を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な計画を策定し、施策を推進するものとする。この場合において、市は、必要に応じて国、関係地方公共団体、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業及び金融機関等(以下「関係機関」という。)並びに市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、地場中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(地場中小企業・小規模企業の役割)

第6条 地場中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的及び社会的環境の変化に対応した経営基盤の強化、人材の育成及び雇用機会の確保並びに雇用環境の改善・向上に努めるものとする。

2 地場中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域活動に積極的に取り組み、自然環境との調和に配慮した活動を行うものとする。

3 地場中小企業・小規模企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

4 地場中小企業・小規模企業は、豊かな地域資源を活用し、地域で生産・製造・加工された産品を有効に活用するよう努めるものとする。

5 地場中小企業・小規模企業は、教育機関と連携し、児童・生徒の職場体験及び大学等のインターンシップの機会等を提供するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の実態を把握し、その経営の安定及び向上のために積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業支援団体は、地場中小企業・小規模企業及び新たに地場中小企業・小規模企業になろうとする者に対し、適切な助言及び積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、地場中小企業・小規模企業とともに、地域社会の発展に極めて重要な役割を担っていることを認識し、市が実施する地場中小企業・小規模企業の振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、その振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財源の確保を図り、財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(会議の設置等)

第11条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を十分に聴くものとする。

2 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を聴いた上で検証し、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

3 市は、必要に応じて地場中小企業・小規模企業の振興に関する会議を開催し、前2項の意見を聴くとともに、施策を推進するに当たり必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(平成 29 年出雲市告示第 270 号)

改正 平成 29 年 6 月 20 日告示第 320 号 令和元年 7 月 30 日告示第 86 号
令和 3 年 7 月 30 日告示第 442 号 令和 3 年 7 月 26 日告示第 473 号
令和 5 年 1 月 30 日告示第 35 号 令和 5 年 3 月 31 日告示第 224 号

(設置)

第 1 条 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例(平成 29 年出雲市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する目的を達成するため、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 振興会議は、条例第 4 条に規定する基本方針に基づく施策及び条例第 5 条第 1 項に規定する総合的な計画について、次に掲げる事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 地場中小企業・小規模企業の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 市が策定する地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に係る計画に関すること。
- (3) 地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地場中小企業・小規模企業の支援に関すること。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地場中小企業・小規模企業の経営者
- (3) 金融機関等の代表者
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (5) 市議会の議員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 振興会議に、会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 振興会議の会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(資料提出要求等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に意見又は説明を求めるとともに、資料の提出を求めることができる。

(委員の謝金及び実費弁償)

第8条 委員の謝金は、日額3,110円とする。

2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。

3 前条の規定により出席した者の謝金及び費用弁償については、前2項の規定を適用する。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、商工振興部商工振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の会議の招集は、市長が行う。

附 則(平成29年6月20日告示第320号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和元年7月30日告示第86号)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日告示第442号)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和3年7月26日告示第473号)

この要綱は、令和3年7月31日から施行する。

附 則(令和5年1月30日告示第35号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第224号)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3. 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議委員名簿

令和5年(2023)3月1日現在

区分	運営 役職	氏名	所属	所属における役職
識見者		馬庭 伸行	公益財団法人しまね産業振興財団	業務執行理事 事務局長
経営者		原 久子	エステサロンPURLY(ピュアリー)	代表
		來間 久	株式会社來間屋生姜糖本舗	代表取締役
		田中 由美子	有限会社アタゴ写真館	
		坂根 俊	有限会社井山屋製菓	代表取締役
		三島 善子	有限会社みしま	専務取締役
		原 八重子	有限会社ココヨー	取締役
		長瀬 理更	プロジェクトマヤッカ	代表
金融機関		壺倉 浩平	島根中央信用金庫	業務部長
商工団体 支援機関	会長	山岡 尚	出雲商工会議所	専務理事
	副会長	長岡 明生	平田商工会議所	専務理事
		加村 健悟	出雲商工会	事務局長
		陰山 篤也	斐川町商工会	事務局長
		持田 幹男	NPO法人ビジネスサポートひかわ	事務局長
労働者団体		須山 賢也	連合島根中部地域協議会	副議長
士業		榎原 綾子	榎原綾子特定行政書士事務所	代表
		渡部 由美	神門三千夫税理士事務所	
		加本 るい	アリシア社会保険労務士法人	副代表
教育関係		中澤 雅美	邇摩高等学校	教頭
市議会		伊藤 繁満	出雲市議会	副議長
		板倉 一郎	出雲市議会	環境経済委員会 委員長
行政機関		安部 宏	島根県中小企業課	商業・サービス業支援グループリーダー
		橋本 孝	出雲市	経済観光部長

※敬称略 ※五十音順